

議案第74号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の職員について会計年度任用職員の給与に関し所要の改正を行うことに鑑み、水道局企業職員についても、これに準じた改正を行う等の必要があるによる。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「，地方公務員法」に改め，「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第4条第2項第7号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第8条第1項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え，同条第2項中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

第14条中「平成14年福岡市条例第51号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加える。

第15条第3項中「平成16年福岡市条例第10号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え，同条第5項中「福岡市職員退職手当支給条例」を「退職手当条例」に改める。

第18条第2項を削る。

第19条の4中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第20条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 育児休業法第18条第1項及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については，第4条，第4条の3及び第15条の規定は，適用しない。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(会計年度任用職員の給与)」を付し、同条を次のように改める。

第21条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第4条の3、第5条の2、第10条の2、第11条、第13条(勤勉手当に係る部分に限る。)及び第14条の規定は、適用しない。

本則に次の1条を加える。

第22条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。)の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第4条の3、第5条の2、第10条の2、第11条、第13条(勤勉手当に係る部分に限る。)、第14条及び第15条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第2項第7号、第8条並びに第15条第3項及び第5項の改正規定並びに第18条第2項を削る改正規定並びに第19条の4の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成32年4月1日